

事務連絡
令和6年12月24日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局
特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

医療機関等における年末年始の情報セキュリティに関する注意喚起

日頃より厚生労働行政に対しご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関等を対象とするサイバー攻撃は後を絶たず、その脅威は日増しに高まっており、本年度においてもサイバー攻撃により電子カルテの閲覧・利用ができなくなる等の事案が生じています。そのため、厚生労働省では、サイバーセキュリティ対策として特に迅速に対応いただきたい事項について、令和6年8月1日付事務連絡「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の取組みについて（周知依頼）」をお示し、各医療機関等において対策に取り組んでいただいているところです。

一方で、年末年始の長期休暇の時期は、システム管理者が長期間不在になる等、普段の業務体制とは異なる状況になりやすく、医療機関等におけるセキュリティ対策について特別の注意が必要となります。

また、厚生労働省では、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや関連する通知に基づいた対応を求めており、医療機関等においてサイバー攻撃を受けた際には、同様のサイバー攻撃が他の医療機関等にも行われる恐れがあることから、その対策の共有等のため厚生労働省に連絡するよう求めております。つきましては、別紙のとおり、年末年始の長期休暇の時期における厚生労働省の連絡先及び留意すべき事項について記載しましたので、管内の医療機関等に周知願います。

なお、本内容は公益社団法人日本医師会等から構成される医療セプターを通じて、各医療団体から地方支部にも周知するよう並行して連絡されております。

近年、国内外の医療機関等を標的とした、ランサムウェアを使用したサイバー攻撃による被害が増加しております。年末年始の長期休暇の時期は、普段の業務体制とは異なる状況になりやすく、情報セキュリティ対策について特別の注意が必要となるため、下記をご参考に医療機関等において対策を適切に講じるようお願いいたします。

- 令和6年8月1日付事務連絡「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の取組みについて（周知依頼）」等を参考にして、必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001283914.pdf>

（参考）医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/cyber-security.html

- 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）において、長期休暇における情報セキュリティ対策を公表しています。下記リンク先を参考にして、長期休暇前の対策として、「緊急連絡体制の確認」、「院内ネットワークへの機器接続ルールの確認と遵守」、長期休暇明けの対策として「不審なメールに注意」等を実施いただきますようお願いいたします。

（長期休暇における情報セキュリティ対策－IPA セキュリティセンター）

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/measures/vacation.html>

- サイバー攻撃を受けた疑いがある場合

サイバー攻撃においては、被害の拡大を防ぐための情報共有が重要です。サイバー攻撃を受けた疑いがある場合には、下記へご連絡をお願いします。

- （契約している場合）保守会社等へ連絡
 - ・ 保守会社等へ直ちに連絡し、指示に従って必要な対策を講じてください。
 - 警察へ連絡
 - ・ 最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口に通報・相談をお願いします。
- （警察のサイバー犯罪相談窓口）
- <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>
- 厚生労働省へ連絡
 - ・ 厚生労働省の連絡先に御連絡ください。

【連絡先】厚生労働省医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

080-2073-0768（年末年始のみ）

03-6812-7837（通常時）